

オープンデータ推進ガイドラインの一部改正

1 経緯

共通課題研究会では、平成 28 年 5 月 31 日に「あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成したが、参照元となる総務省の「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の改正、推奨データ項目の追加などがあり、ガイドラインの改正が必要となった。

2 内容

共通課題研究会の検討結果に基づき、別添のガイドライン（第 1.3 版）改正案のとおり改正する。なお、直近の平成 31 年 3 月 22 日改正（第 1.2）版からの主要な変更の概要及び理由は次の表のとおり。

変更の概要	変更理由
国の「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」引用文の修正	国の「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」が改正されたため
国の「推奨データセット」に追加された項目を協議会の推奨データ項目に追加	国の「推奨データセット」に合わせるため
推奨データ項目に「画像オープンデータ」を追加	画像データの公開は利用者にとって有用であるため
「公共クラウド」の記載を削除	ウェブサイトが存在していないため
公開するデータは機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則とすることを明記	改正後の「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」に合わせるため
データ変換ツール【CSV 形式（三つ星）から RDF 形式（四つ星）】についての記載を削除	データ変換ツール「Sengu」は、現在取扱いがなく、候補となる代替ツールもないため
オープンデータカタログサイトの共同化に関する記載の見直し	現在の協議会の方針に合わせるため
民間事業者が運営するカタログサイトへのデータ掲載が望ましいとする記述の追加	現在の協議会の方針に合わせるため
共通課題研究会に関する記載の削除・修正	共通課題研究会が今年度で終了するため
別冊の削除	国や 7 市町のウェブサイトへリンクを貼り、そちらを直接参照してもらうほうが、確実なため（協議会の独自フォーマットはガイドラインの巻末に掲載）

＜参考＞

協議会オープンデータカタログサイト掲載データ項目の追加について

1 経緯

今年度の共通課題研究会オープンデータグループ会において、協議会オープンデータカタログサイト（以下「カタログサイト」という。）の掲載データ項目の追加を検討した。

（1）国の推奨データセット（応用編）の追加

国の推奨データセットが順次改正されており、応用編として「食品等営業許可・届出一覧」「都市計画基礎調査情報」「調達情報」「標準的なバス情報フォーマット※」「学校給食献立情報」「小中学校通学区域情報」「支援制度情報」が追加されている。

※「標準的なバス情報フォーマット」は、国に先行して、平成31年3月に協議会カタログサイト掲載データ項目へ追加済み

（2）画像オープンデータの追加

写真や地図などの画像データを二次利用が可能な状態で公開しているもの。県内でも複数の市町村が取り組んでいる。

3 検討結果

協議会カタログサイトに掲載するデータ項目について、国の推奨データセット（応用編）の追加に合わせて整備し、併せて「画像オープンデータ」も追加する。

＜8分野29項目から10分野37項目に変更＞

4 関連事項

- （1）協議会オープンデータ推進ガイドラインの改正
- （2）協議会ウェブページ作成システム利用規定の改正

参考 掲載項目比較表

平成 31 年 3 月		令和 4 年 3 月以降	
8 分野	29 項目	10 分野	37 項目
社会保障・衛生	AED 設置箇所一覧	社会保障・衛生	AED 設置箇所一覧
	介護サービス事業所一覧		介護サービス事業所一覧
	公衆トイレ一覧		公衆トイレ一覧
	医療機関一覧		医療機関一覧
	医療・福祉施設情報		医療・福祉施設情報
	子育て支援施設		子育て支援施設
	高齢者福祉施設		高齢者福祉施設
	障がい者福祉施設		障がい者福祉施設
教育・文化・スポーツ・生活	文化財一覧	教育・文化・スポーツ・生活	文化財一覧
	子育て施設一覧		子育て施設一覧
	教育機関		教育機関
運輸・観光	観光施設一覧	運輸・観光	観光施設一覧
	イベント一覧		イベント一覧
	観光地		観光地
	ルートマップ・地図情報		ルートマップ・地図情報
	時刻表情報		時刻表情報
	バス停情報		バス停情報
	バス情報 (GTFS)		標準的なバス情報フォーマット (GTFS)
情報通信・科学技術	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧	情報通信・科学技術	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧
司法・安全・環境	消防水利施設一覧	司法・安全・環境	消防水利施設一覧
	指定緊急避難場所一覧		指定緊急避難場所一覧
	応急給水拠点		応急給水拠点
	浸水エリア		浸水エリア
	消防署		消防署
人口・世帯	地域・年齢別人口	人口・世帯	地域・年齢別人口
行財政	公共施設一覧	行財政	公共施設一覧
	警察署・交番		警察署・交番
			調達情報
			支援制度情報
		商業・サービス業	食品等営業許可・届出一覧
			学校給食献立情報
			小中学校通学区域情報
		国土・気象	ボーリング柱状図等
			都市計画基礎調査情報
その他	オープンデータ一覧	その他	オープンデータ一覧
	分類できないもの		画像オープンデータ
			分類できないもの

あいち電子自治体推進協議会

オープンデータ推進ガイドライン

(第1. 3版) 改正案

令和4年3月 日改正

共通課題研究会

< 改正履歴 >

版 数	施行年月日	改定内容
このオープンデータ推進ガイドラインは、平成27年度共通課題研究会あいちオープンデータ共同化推進事業委託業務において作成したものです。		
第1.0版	平成28年5月31日	初版
第1.1版	平成30年3月23日	掲載項目拡充、 国の推奨データ への対応
第1.2版	平成31年3月22日	標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）の追加
第1.3版	令和4年3月 日	国の推奨データへの対応及び直近状況に合わせた修正

目次

1. 本ガイドライン策定の目的	1
2. オープンデータを推進する意義	1
(1) オープンデータとは	1
(2) オープンデータを推進する意義	1
(3) 共同で推進する意義	2
3. オープンデータ推進の基本原則	2
4. オープンデータ推進の指針	3
(1) 優先的にオープンデータ化するデータ	3
(2) 推奨するデータ分類、データフォーマット、コード体系、データ項目	7
(3) 利用ルールの設定	12
(4) カタログサイトの整備	14
(5) 既存カタログサイトとの連携	14
用語説明	15
参考 1 ガイドラインの見直し	16
参考 2 協議会共通フォーマット	16
参考 3 オープンデータカタログサイト利用規約 例文	20

1. 本ガイドライン策定の目的

国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」等においては、公的データの活用により、新事業の創出、公共サービスの向上、行政の透明性の確保を図ることとしており、地方公共団体においても対応が求められている。公的データのさらなる活用のためには、事業者や住民が活用しやすいように、機械判読可能で、2次利用可能な形で公開することに加えて、地方公共団体間で、データ形式の標準化を図る必要がある。本ガイドラインは、愛知県下における公的データの活用を促進するために、協議会および会員がオープンデータを推進する際の基本的な考え方と取り組みの方向性を示すものとして策定したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国の政策動向や技術の進展等を踏まえて、隨時改訂していくものとする。

2. オープンデータを推進する意義

(1) オープンデータとは

オープンデータとは、国や地方公共団体等が保有している公共データを、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開することで、事業者や住民等の様々な主体による新たなサービスや事業の創発を目指す取り組みである。

(2) オープンデータを推進する意義

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」 1 (1) 参照

地方公共団体がオープンデータへ取り組む際の参考指針として、内閣官房情報通信技術（IT）戦略室が策定している「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、オープンデータ推進の意義として、「**国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化**」、「**行政の高度化・効率化**」、「**透明性・信頼性の向上**」を挙げている。また、「**地方公共団体においてオープンデータに取り組むに当たっては、上記の意義に加えて、公共データの公開と利活用により地域の課題を解決するという視点も重要である。また、地域の課題を解決する視点からは、住民や民間企業との連携を図りつつ、地域の目標として取り組むことも必要である。さらに、オープンデータは、行政内部においても必ずしも行政事務の負荷を増大させるものではなく、中長期的には行政事務の効率化につながることも少なくない点を考慮すべきである**」としている。

これらを踏まえて、本協議会では以下の4つをオープンデータ推進の意義として掲げる。

(ア) 行政の透明性・信頼性の向上

各会員が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

(イ) 官民協働による公共サービスの実現

複数の行政機関や民間のサービスを組み合わせることで、民間からも、生活利便性を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。また、住民や民間団体等とデータを共有することで、地域課題の解決に向けて、官民が現状を共有、課題を具体化し、実現策を一緒に考える機運が高まる。

(ウ) 地域経済の活性化

データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、コスト圧縮ができるとともに、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。

(エ) 行政における業務の効率化

各部署が保有しているデータの検索性が向上し、データ作成や管理の重複の排除等、自治体内の業務の効率化につながる。

(3) 共同で推進する意義

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」 4 (3) 参照

各会員が独自のデータ項目、形式でデータを提供するよりも、協議会として、各会員がデータ項目、形式等を統一して、データを提供する方が、利用する住民、企業にとっては効率的であり、利便性が高まる。

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」においても、「複数の地方公共団体が連携してオープンデータに取り組むことは、人材育成、データ公開に係る業務の効率化や、地域横断的なデータ利活用の促進、行政サービスの向上等に関する合同でのアイデア公募やその成果の共有等、大きな効果が期待される」、「データの利活用を促進する観点からは、都道府県が、域内市区町村のデータを必要に応じ集約した上でオープンデータとして積極的に公開することに加え、データ形式、利用規約の整合化を働きかけることも有効である」として、地方公共団体間の連携を求めている。

3. オープンデータ推進の基本原則

以下の4つを基本原則として、オープンデータを推進する。

- (1) 取り組み可能なデータから速やかに公開に着手し、順次拡大していく。
- (2) 可能な限り、機械で判読でき、二次利用が可能な形式でデータを公開する。
- (3) 各会員の取り組み状況に配慮しつつ、オープンデータを推進する。
- (4) データの公開に留まらず、愛知県下広域でのデータ活用の促進を目指す。

4. オープンデータ推進の指針

オープンデータの推進においては、オープンデータ化するデータの選定、データ分類・データフォーマット・コード体系・データ項目の決定、利用ルールの設定、データを公開するサイトの整備が必要となる。それぞれのステップの指針は以下の通りである。

(1) 優先的にオープンデータ化するデータ

→「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」1(2)、3(1)参照

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、「**地方公共団体が直面する課題は規模や地域性により異なるが、（中略）まずは先行事例を参考として、直面する課題の解決につながる分野や、住民等のニーズが高い分野に優先的に取り組むことで、既に提供されているアプリの横展開や、他の地方公共団体のデータと組み合わせた利活用が実現するなど、公共データの相乗的な利用価値の向上が期待される**」としている。

オープンデータの推進にあたっては、公開へのニーズが高く、各会員が取り組み可能なデータから着手することが有効であると考えられるため、協議会では、平成27年11月から12月に実施した会員向けニーズ調査結果や国のガイドライン等に基づき、優先的にオープンデータ化するデータ分野を、以下の5分野とし、オープンデータの取り組みに着手する。括弧内は、各分野について、データ項目の共通化を推奨するデータである（詳細は後項(2)(工)を参照）。

なお、その他の分野のデータについても、ニーズ等を踏まえて追加するものとする。（**過去に追加された項目については、以下の記述及び表1を参照**）

- ① 防災分野の各種情報（避難所、応急給水拠点）
- ② 観光（ルートマップ・地図、施設）
- ③ 統計（人口）
- ④ 医療・介護・福祉分野の各種情報（AED設置場所、医療・福祉施設）
- ⑤ 交通分野の各種情報（時刻表、バス停）

○ 掲載するデータ分野の拡充(平成29年10月3日)

- ① 統計（人口情報）
- ② 救急・消防（AED設置場所、消防署）
- ③ 防災（避難所情報、応急給水拠点情報、浸水エリア）
- ④ 医療・介護・福祉（医療・福祉施設情報、子育て支援施設、高齢者福祉施設、医療施設、障がい者福祉施設）
- ⑤ 交通（時刻表情報、バス停情報）
- ⑥ 観光（ルートマップ・地図情報、施設情報、観光地、行事・イベント予定）
- ⑦ 教育（教育機関）
- ⑧ 防犯（警察署・交番）
- ⑨ その他（分類できないもの）

○ 国の推奨データセット（基本編）への対応

（平成 30 年 3 月）

- ① 社会保障・衛生（AED 設置箇所一覧*、介護サービス事業所一覧*、公衆トイレ一覧*、医療機関一覧*、医療・福祉施設情報、子育て支援施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設※7）
- ② 教育・文化・スポーツ・生活（文化財一覧*、子育て施設一覧*、教育機関※7）
- ③ 運輸・観光（観光施設一覧*、イベント一覧*、観光地、ルートマップ・地図※、時刻表情報※、バス停情報※）
- ④ 情報通信・科学技術（公衆無線 LAN アクセスポイント一覧*）
- ⑤ 司法・安全・環境（消防水利施設一覧*、指定緊急避難場所一覧*、応急給水拠点※、浸水エリア、消防署※7）
- ⑥ 人口・世帯（地域・年齢別人口*）
- ⑦ 行財政（公共施設一覧*、警察署・交番※7）
- ⑧ その他（オープンデータ一覧*、分類できないもの）

* : 国の推奨データセット

※ : 協議会平成 28 年 5 月推奨データ

※7 : 7 市町共通整備項目

○ 「標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）¹」追加

（平成 31 年 3 月 <令和元年 8 月 国の推奨データセット（応用編）に追加>）

- ③ 運輸・観光（バス情報（GTFS）²）

○ 国の推奨データセット（応用編）への対応及び「画像オープンデータ」追加

（令和 4 年 3 月）

- ⑦ 行財政（調達情報、支援制度情報）
- ⑧ 商業・サービス業（食品等営業許可・届出一覧、学校給食献立情報、小中学校通学区域情報）
- ⑨ 土地・気象（ボーリング柱状図等、都市計画基礎調査情報）
- ⑩ その他（画像オープンデータ）

表1 掲載項目の変遷（令和4年3月）

平成28年5月		平成29年10月	
5分野	9項目	8分野	19項目+その他
医療・介護・福祉	AED設置場所	救急・消防	AED設置場所
	医療・福祉施設情報	医療・介護・福祉	医療施設
			医療・福祉施設情報
			子育て支援施設
			高齢者福祉施設
			障がい者福祉施設
		教育	教育機関
観光	施設情報	観光	施設情報
			行事・イベント予定
			観光地
	ルートマップ・地図情報		ルートマップ・地図情報
交通	時刻表情報	交通	時刻表情報
	バス停情報		バス
			停情報
防災	避難所情報	防災	避難所情報
	応急給水拠点		応急給水拠点
			浸水エリア
		救急・消防	消防署
統計	人口情報	統計	人口情報
		防犯	警察署・交番
		その他	上記を除く

平成 30 年 3 月		令和 4 年 3 月以降	
8 分野	28 項目	10 分野	37 項目
社会保障・衛生	AED 設置箇所一覧	社会保障・衛生	AED 設置箇所一覧
	介護サービス事業所一覧		介護サービス事業所一覧
	公衆トイレ一覧		公衆トイレ一覧
	医療機関一覧		医療機関一覧
	医療・福祉施設情報		医療・福祉施設情報
	子育て支援施設		子育て支援施設
	高齢者福祉施設		高齢者福祉施設
	障がい者福祉施設		障がい者福祉施設
教育・文化・スポーツ・生活	文化財一覧	教育・文化・スポーツ・生活	文化財一覧
	子育て施設一覧		子育て施設一覧
	教育機関		教育機関
運輸・観光	観光施設一覧	運輸・観光	観光施設一覧
	イベント一覧		イベント一覧
	観光地		観光地
	ルートマップ・地図情報		ルートマップ・地図情報
	時刻表情報		時刻表情報
	バス停情報		バス停情報
	バス情報 (GTFS) *		標準的なバス情報フォーマット (GTFS)
情報通信・科学技術	* 平成 31 年 3 月追加		
	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧		公衆無線 LAN アクセスポイント一覧
司法・安全・環境	消防水利施設一覧	司法・安全・環境	消防水利施設一覧
	指定緊急避難場所一覧		指定緊急避難場所一覧
	応急給水拠点		応急給水拠点
	浸水エリア		浸水エリア
	消防署		消防署
人口・世帯	地域・年齢別人口	人口・世帯	地域・年齢別人口
行財政	公共施設一覧	行財政	公共施設一覧
	警察署・交番		警察署・交番
			調達情報
			支援制度情報
		商業・サービス業	食品等営業許可・届出一覧
			学校給食献立情報
		国土・気象	小中学校通学区域情報
			ボーリング柱状図等
		その他	都市計画基礎調査情報
			オープンデータ一覧
その他	オープンデータ一覧	その他	画像オープンデータ
	分類できないもの		分類できないもの

(2) 推奨するデータ分類、データフォーマット、コード体系、データ項目

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」3(4)、推奨データセットデータ項目定義書 参照

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、データ作成の基本的な考え方について、「地方公共団体のみならず、国を含め様々な主体が提供するデータを活用することが想定されることから、データ作成においては、データの形式や分類方法等を整えておくことが重要である」としている。

これを踏まえ、協議会では、以下のデータ分類、データフォーマット、コード体系、データ項目を推奨し、会員間での共通化を図る。

(ア) データ分類

データの公開に当たっては、検索や管理がしやすいように、データの内容に応じて分類（カテゴリー化）し、タグ付け（データに対してタグと呼ばれる短い単語をいくつか付けて整理する方法）を行うことが望ましい。**データ分類例として表2にユニバーサルメニューの分類を記載する。**データ分類が団体間で標準化されることで、団体をまたぐデータの収集等において、利用者の利便性が高まるところから、「DATA.GO.JP」の分類を活用することにより分類の標準化を図りつつ、各団体特有の分類やより詳細な分類等を付ける際に「ユニバーサルメニュー³」の分類を活用することが考えられる。これらの分類は、各会員の公式 Web サイトでの情報分類等、地方公共団体が保有・公開する情報全般への住民のアクセスを円滑化するために、適用が望まれているものである。

表2 データ分類例（ユニバーサルメニュー）

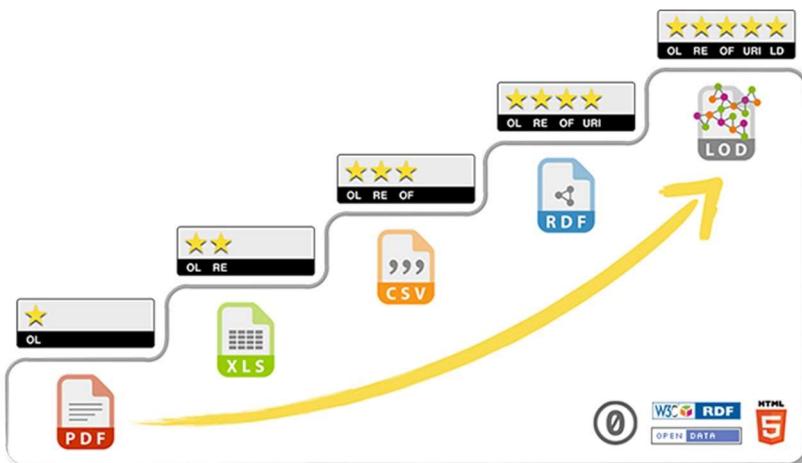
種類	大分類		小分類				
	タグ1(UMカテゴリ)	(5分類)	タグ2-1 (UMカテゴリ3:住民向け) (29分類)	タグ2-2 (UMカテゴリ3:事業者向け) (16分類)	タグ2-3 (UMカテゴリ3:行政) (19分類)	タグ2-4 (UMコンテンツタグ) (11分類)	タグ3 (観光) (29分類)
分類	住民向け情報、暮らしの情報 事業者向け情報 行政活動情報 観光情報 その他	近況・出産 子育て 教育 税金 施設・施浴 引越し・住まい 就職・退職 高齢者・介護 こ不平 戸籍・住民票・印鑑登録等 税 国民健康保険 国民年金 水道・ガス・電気 交通 駐車・駐車 都市計画 ごみ・環境保全 食品安全 ペット・動物 生涯に囲むの方 障がい者支援 消費生活 健保・医療 文化・スポーツ・生涯学習 市民活動・コミュニティ 防災 防犯 防暑・消防 その他	届出・許認可 規制・指導 政策・規則 税金 労働・雇用・社会保険 就業・就業支援 企業立地・企業誘致 土地取得・建設 環境対策 防災 防犯 防災・危機ビジネス 入札・契約 民間契約事務の推進 セミナー・イベント 相談窓口 建設 その他	区市町村の基本情報 政策・計画・取組 条例・規則 監査 財政 組織・体制 広報・報道 シティプロモーション 刊行物 統計・調査・報告・測定データ 監視・監査 広報 財産の有効活用 人事・採用 書類 議論会 審査会・審議会・委員会 選挙 監査 その他	届出 申請 支給・支援 面接 イベント 情報啓発 統計 地図 地図風俗 地図風俗 その他(アニメ・音楽舞台) その他(映画・ドラマロケ地) その他(名所) 祭り	自然景観 施設景観 公園・広場 動物・植物 文化史跡 神仙・山閣 地図風俗 地図風俗 その他(遊ぶ) 名品店 その他(買う) 土産料理店 その他(食べる) 菓子 その他の果物 旅館 ホテル 民宿・ペンション その他(泊まる) その他	規範の分類に無い場合など は、キーワードを自由記入で 設定することが望ましい
分類のベース			ユニバーサルメニュー(UM)			公共クラウド	自由記入

出所：内閣官房情報通信技術（IT）戦略室「オープンデータをはじめよう」をもとに作成

(イ) データフォーマット

公開するデータについては、機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則とする。なお、国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続するが、この場合であってもテキスト検索や抽出ができることが望ましい。

オープンデータは機械判読のしやすさと二次利用のしやすさにより、オープンの度合いが異なる。図1でファイルの種類ごとの判読のしやすさ、表3で公開状態についての補足を示す。これらは「オープンデータのための5つ星スキーム」と呼ばれており、星の数が多いほど、オープンデータとしての活用のしやすさが高くなる。



出所：<https://5stardata.info/ja/>

図1 オープンデータのための5つ星スキーム

表3 5つ星スキームの各段階におけるデータの公開状態

★	オープンライセンスの元、データを公開（PDF等）
★★	コンピュータで編集可能なデータで公開（XLSX等）
★★★	オープンに利用できるフォーマットでデータ公開（CSV ⁴ 等）
★★★★	Web標準のフォーマットでデータを公開（RDF ⁵ 等）
★★★★★	外部連携可能な状態でデータを公開（LOD ⁶ 等）

データの機械可読性を高めて、二次利用を促進するため、原則として、コンピュータでの処理が容易なRDF形式が最も望ましい。（★★★★★）

RDF形式での公開が難しい場合は、事業者が利用しやすいデータ形式であるCSV形式が望ましい。（★★★）

CSV形式での公開が難しい場合は、コンピュータで編集可能なXLSX形式（Excel）やDOCX形式（Word）で公開する。（★★）

やむを得ずPDFで公開する場合は、画像としてPDF化するのではなく、テキスト検索が可能な形でPDF化することが望ましい。（★）

なお、公共データの作成を外部業者等に委託する際には、上記の機械判読に適したデータ形式のデータも納入させることが望ましい。

(ウ) コード体系

コードの活用により、同一の組織や場所を識別しやすくなるといった効果が期待できる。一方で、コードが団体ごとに異なっていると、複数団体のデータを利用するアプリケーション等において支障となるため、データの内容にコードを使う場合は、ISO 等の標準化団体や国等で定める既存のコードを利用する。

具体的には、共通語彙基盤⁷で以下の既存コードが示されている。

- ・通貨コード：ISO4217 で規格化されている通貨コード。日本円=JPY 等。
- ・国籍コード：住民基本台帳で用いられている国籍コード。
- ・住所コード：地方公共団体情報システム機構が管理するコード。都道府県コード、市町村コード等も利用可能。

この他、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、利用が推奨されるコードとして以下の 2 つを例示しており、同様に活用が望まれる。

- ・統計に用いる標準地域コード：総務省統計局の定めるコード
(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm)
- ・法人番号：番号制度に基づく国税庁付番のコード

さらに、例えば ISO で標準規格となっているコードや、空港コード等業界団体で策定し広く使われているコードがあり、活用が推奨される。

- ・国名コード：ISO3166
- ・性別コード：ISO5218
- ・空港コード：中部国際空港=NGO 等

テキストファイルや CSV ファイルでは、UTF-8 といった国際的に広く利用されている文字コードの利用が推奨される。

また、観光庁「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」等を活用し、公開するデータの多言語化を推進する。

(I) データ項目

データ項目を共通化することにより、ある団体を対象に作成したアプリケーションを他の団体でも使用できることや、マーケティング・防災・交通・環境等において広域的な二次利用を円滑化等の効果が期待できることから、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が提供する「共通語彙基盤」の活用により、共通化を図る。

まずは、前項 4. (1) の優先的にオープンデータ化するデータについて、**国の推奨データセットフォーマット**、**7市町共通整備項目フォーマット**及び**協議会共通フォーマット**に沿って、データを作成することにより、データ項目の共通化を図る。

なお、推奨データ項目は、参照元が改正されたら随時更新する。

推奨データ項目一覧及び項目ごとの参照すべきフォーマットは次ページの「**表4 推奨データ項目及び参照フォーマット**」で示す。

○ **国**の推奨データセットフォーマットの利用

掲載項目について、二次利用者等の利便性向上につながることから、**国**の推奨データセットでは、**推奨データセットデータ項目定義書等**を利用する。

○ 7市町共通整備項目のフォーマットの利用

掲載項目について、二次利用者等の利便性向上につながることから、「**地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン**」推奨データセット及び協議会共通フォーマットで作成されていない項目は、7市町共通整備項目のフォーマット等既存のフォーマットを活用することとする。

なお、7市町共通整備項目のフォーマットに沿って項目を作成した場合は、メタデータにロゴマークを掲載すると共に、以下の文言とロゴマークを県及び各市町村の掲載ページ内に明記する。（可能な範囲で掲載）

<記載文>



左記ロゴマークを付与しているデータに関しては、7市町共通整備項目のフォーマットを使用しております。

※7市町共通整備項目とは、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町の7市町で、二次利用者の利便性向上のため、データの項目や並び順などを統一した共通形式で公開しているデータのことです。」

○ 画像オープンデータ

写真や地図などの画像データは CSV 形式のような機械判読が可能なデータ形式での公開は困難であるが、二次利用が可能な状態で公開すれば、観光用アプリ・パンフレットへの採用などを考えている利用者の利便性向上につながるため、有益である。そのため、画像データについても、他のオープンデータ項目に準じて公開することが望ましい。

表4 推奨データ項目及び参照フォーマット（令和4年3月）

分野名	掲載項目名	参照フォーマット
社会保障・衛生	AED 設置箇所一覧	国の推奨データフォーマット
	介護サービス事業所一覧	国の推奨データフォーマット
	公衆トイレ一覧	国の推奨データフォーマット
	医療機関一覧	国の推奨データフォーマット
	医療・福祉施設情報	国の推奨データフォーマット
	子育て支援施設	国の推奨データフォーマット
	高齢者福祉施設	国の推奨データフォーマット
	障がい者福祉施設	7市町共通整備項目フォーマット
教育・文化・スポーツ・生活	文化財一覧	国の推奨データフォーマット
	子育て施設一覧	国の推奨データフォーマット
	教育機関	7市町共通整備項目フォーマット
運輸・観光	観光施設一覧	国の推奨データフォーマット
	イベント一覧	国の推奨データフォーマット
	観光地	国の推奨データフォーマット
	ルートマップ・地図	協議会共通フォーマット(H28)※
	時刻表情報	協議会共通フォーマット(H28)※
	バス停情報	協議会共通フォーマット(H28)※
情報通信・科学技術	標準的なバス情報フォーマット(GTFS)	国の推奨データフォーマット
	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧	国の推奨データフォーマット
司法・安全・環境	消防水利施設一覧	国の推奨データフォーマット
	指定緊急避難場所一覧	国の推奨データフォーマット
	応急給水拠点	協議会共通フォーマット(H28)※
	浸水エリア	任意
	消防署	7市町共通整備項目フォーマット
人口・世帯	地域・年齢別人口	国の推奨データフォーマット
行財政	公共施設一覧	国の推奨データフォーマット
	警察署・交番	7市町共通整備項目フォーマット
	調達情報	国の推奨データフォーマット
	支援制度情報	国の推奨データフォーマット
商業・サービス業	食品等営業許可・届出一覧	国の推奨データフォーマット
	学校給食献立情報	国の推奨データフォーマット
	小中学校通学区域情報	国の推奨データフォーマット
国土・気象	ボーリング柱状図等	国の推奨データフォーマット
	都市計画基礎調査情報	国の推奨データフォーマット
その他	オープンデータ一覧	国の推奨データフォーマット
	画像オープンデータ	任意
	分類できないもの	任意

※協議会共通フォーマットの詳細については後述の参考2を参照

(オ) データ管理・公開方法

以下の図に示す通り、データ公開の取り組みは各自治体において段階的に行う。現時点で公開済みのデータは、データ更新や見直しのタイミングで、共通フォーマットへの変更や、RDF 形式や CSV 形式に変換していくこととする。

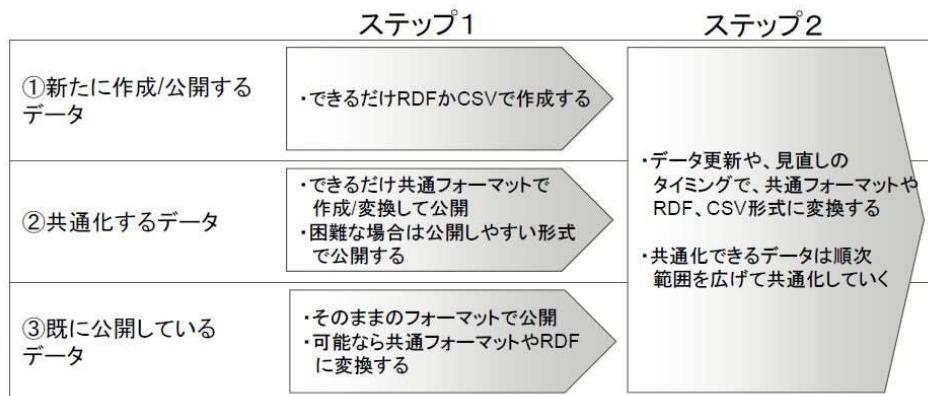


図 2 段階的なデータ整備

(3) 利用ルールの設定

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」3 (3)、(4) オ参照

(ア) 推奨する利用ルール

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、採用すべき利用ルールについて、「[地方公共団体のデータに関する利用ルール](#)については、原則として営利目的も含めた二次利用を認めるものとし、できるだけ分かりやすく統一的なものとする」、「国内外でデータの有効な利活用を図る観点から、国際的にも広く認知されている標準的なルールである『クリエイティブ・コモンズ・ライセンス⁸ 表示 4.0 国際（CC BY）』を採用することが望ましい」としている（[2021年6月](#)に改定された「オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～」では「クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際」を用いるべきとしている）。

これらを踏まえ、協議会では、オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とし、二次利用が可能であることを利用者に分かりやすく表示するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）表示 4.0 国際を基本とした利用ルールを設定する。以下の表はライセンス設定の表示方法と、表示が意味する利用ルールの例である。

表 5 ライセンス表示方法と利用ルール

ライセンス表示方法	表示が意味する利用ルール
 当ページのコンテンツは、特に注があるものを除き、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際の下で提供	著作権者の表示（出典の記載）を条件に、データ利用者の改変・営利目的での二次利用を許可

表示 4.0 国際は、各国間で異なっていた著作権以外の諸権利（データベース権等）の取扱いを、国際的に共通の文面によって規定するために、新たに策定されたルールとなっている（日本語版は 2015 年 7 月公開）。

(イ) 利用ルールの表示方法

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、利用ルールの表示方法について、「具体的な利用ルールについては、データを公開する Web サイト全ての掲載データを対象として一括して表示する方法、掲載データ毎に個別に表示する方法、又はこれらの両方を表示する方法のいずれも可能である」としている。

先行する地方公共団体の例を見ると、一括で利用ルールを設定している団体が多くなっているが、公開データに、著作権等の権利に関する処理が必要なデータが含まれる場合は、個別設定となっていることから、公開するデータに合わせて、適宜設定することとする。

(ウ) データの信頼性の確保や改ざんのリスクへの対応

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、データの二次利用を推奨する一方で、悪意を持った利用者が、編集・加工した情報をあたかもデータの公開主体が作成したかのように公表・利用する懸念があることから、**政府標準利用規約（第 2.0 版）**に準じ「公表者は、利用者が該当コンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない」旨や、「編集・加工した情報を、あたかも○○市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません」といった旨の利用規約を盛り込む**といった対策等をとることが望ましい**としている。

これを踏まえ、利用ルールには、正確性への無保証、免責を分かりやすく表示することとし、また、利用者が編集・加工したデータや情報を、あたかも自治体が作成したかのような態様で公表、利用することを禁止する。

(エ) 利用ルールの条文例

以上の点を踏まえ、オープンデータカタログサイトの利用規約としては、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際への準拠、出典の明記、第三者権利の有無やデータ正確性への無保証といった規定を**盛り込むべき**と考える。

これらの規定を含んだ、利用ルールの条文例を以下に示す。また、先行する愛知県の「愛知県オープンデータカタログ利用規約」をもとに、これらの規定項目を追加したデータカタログサイトの利用規約の例文を、参考 3 として巻末に添付する。

(CC-BY によるデータ)

データカタログサイトに公開されているコンテンツであり、なおかつ公表者が著作権を有するもの（ロゴ、シンボルマーク等を除く。）は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下、「CC ライセンス」といいます。）の表示 4.0 国際により利用できます。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象外ですので、ライセンスとして「CC ライセンス 表示」の表記がある場合でも、これらのデータについては CC ライセンスの適用はなく、自由に利用できます。

(無保証)

公表者は、本サイトで公開しているコンテンツの正確性、網羅性、特定の目的への適合性について、一切保証しません。

公表者は、本サイトで公開しているコンテンツを用いて行う一切の行為（それらを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

公表者が、コンテンツにおいて、第三者に権利があることを表示・示唆している場合であっても、その表示・示唆は網羅的なものではありません。

(出典の記載)

CC ライセンスの適用されているコンテンツを利用する際は、対象カタログサイトの名称及び URL を記載して、出典を明記してください。

なお、編集・加工した情報を、あたかも自治体が作成したかのような対応で公表・利用することは禁止します。

(4) カタログサイトの整備

会員が保有する情報のオープンデータ化を進め、利用者の利便性を確保するため、**各会員が公開するデータのリンク集形式で協議会カタログサイトを整備する。**

リンク集は、各会員が自団体のカタログサイトやホームページ等で公開しているデータの URL リンクの一覧サイトであるため、データを公開していない会員においては、まず、ホームページ等でデータを公開する必要がある。

(5) 既存カタログサイトとの連携

単独でカタログサイトを構築する場合においても、データの二次利用を促進するため、国が整備するオープンデータのカタログサイトである DATA.GO.JP や、他の地方公共団体のオープンデータカタログサイトとの連携が可能となるよう、前項 4. (2) で推奨するデータフォーマットに揃えることが望ましい。

なお、利用者にとっては一つのカタログサイトに県域を越えた多数の自治体データが集積されていると、よりデータ利活用の幅が広がるため、民間事業者が運営する全国規模のカタログサイトにデータを掲載することが望ましい。

用語説明

¹ 標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)

平成 29 年 3 月に国土交通省が (1)一般的な表計算ソフトでも取扱が容易な形式で交通事業者が二次利用可能であること、(2)データ項目やデータ形式が経路検索に利用可能なことが確認されていること、(3)データ項目等を定義するレファレンスが早期に整備可能であることに留意し、公共交通機関の情報の受渡しに海外で広く利用されている GTFS[※]を基本として GTFS すでに定義済みの項目はそのまま活かし、国内の経路検索で必要となる項目を追加する形で定義されたもの

(参考 : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000067.html)

² GTFS(General Transit Feed Specification)

公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したものである。

³ ユニバーサルメニュー

NPO 団体アスコエ、一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会が作成した国・自治体行政サービスに関するメニュー体系。将来的に国のデータカタログサイト（DATA.GO.JP）で地方公共団体のデータを登録する場合には、本分類がメタデータのタグとして使用される予定である。

(参考 : <http://universalmenu.org/>)

⁴ CSV (Comma-Separated Values)

各領域（セル）をカンマで区切ったテキストファイルであり、Excel や Windows のメモ帳等、様々なアプリケーションで使用できる（XLSX 形式や DOCX 形式のように特定のアプリケーションに依存しない）。

⁵ RDF (Resource Description Framework)

オープンデータを公開するためのデータ形式で、国際標準となっている。RDF 形式のデータはコンピュータで処理しやすく、他の自治体のデータも RDF 形式であれば、組み合わせることが容易に可能である。

⁶ LOD (Linked Open Data)

Web 上でデータを公開し共有するための方法で、さまざまなデータ同士を結び付けて、誰でも自由に利用できるよう公開されているもの。これまでの Web は、HTML で書かれた文書どうしがハイパーリンクで結ばれたものであるため、例えば、複数の Web サイトに同じ書籍の情報が書かれていることは、人間が読むと理解できるが、計算機に判定させるためには、書籍のタイトルや著者などのデータを抽出する必要があった。これに対して、LOD は、計算機が処理しやすいように、書籍のタイトルや著者といった最小単位のデータを扱い、それらのデータ同士をリンクで結ぶことによって、情報を表現できるようにしたものである。

⁷共通語彙基盤

官民にわたる多くの組織がオープンデータを活用し、分野を超えた情報交換を行うには、個々の単語について表記・意味・データ構造を統一し、互いに意味が通じるようにする必要がある。そのための仕組みとして、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が現在、「共通語彙基盤」に関する情報を公開している。

例えば「市役所」という単語なら、まず「市役所」「市庁舎」等複数ある表記の統一を図る。

次に単語の意味を考え、「建物」であり「行政施設」であり、また「防災拠点」もあるという属性を捉える。同時に位置情報も、住所や緯度経度等複数の定義が考えられる。これら多くの情報を、どのような統一フォーマット（構造）でデータ化し、誰もが共通利用できるようにするか—その枠組みが共通語彙基盤である。

⁸クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）

著作物を利用する際の条件（出典の明示、営利利用の禁止、改変禁止等）を分かりやすく表示するために、国際的に利用されている意思表示のルール。CC-BYは出典の記載を条件に、改変や営利目的での二次利用を認める自由度の高いライセンス設定である。

（参考：<https://creativecommons.jp/licenses/#licenses>）

CCライセンス表示 4.0 国際： <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

参考1 ガイドラインの見直し

あいち電子自治体推進協議会事務局において、会員間で共通化するデータ分野やデータ項目についての検討を行うとともに、協議会版ガイドラインを隨時見直し、改訂を行う。

参考2 協議会共通フォーマット

「あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドライン」において定められた推奨データ項目（本編表4）のうち、協議会共通フォーマットによるものを次ページ以降に掲載する。

表中の「共通項目」の列に○を記した項目は必須項目、○を記した項目は必須ではないが入力を推奨する項目、その他の項目は任意項目とする。

推奨データ項目（運輸・観光：ルートマップ・地図）

データ項目（ルートマップ・地図）				
型	項目No.	区分	項目名	説明
ic:地物型				
ic:ID				
ic:都道府県コード ic:市区町村コード	1	◎	都道府県コード又は市町村コード	情報の管理主体である地方公共団体の都道府県コード又は市区町村コードを記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:識別値	2		NO	情報の管理主体である地方公共団体内でデータが一意に決まるよう、NOを設定し記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:都道府県	3		都道府県名	情報の管理主体である地方公共団体名について、都道府県名を記載。
ic:市区町村	4		市町村名	情報の管理主体である地方公共団体名について、市区町村名を記載。
ic:名称	5	◎	名称	地物の正式名称を記載する。
ic:カナ表記	6		名称_カナ	地物の名称をカナで記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:通称	7		名称_通称	地物が通称、略称を持つ場合に記載する。
ic:住所				
ic:表記	8	◎	住所	建物の住所を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:方書	9		方書	建物の住所の方書きを記載。
ic:地理座標				
ic:緯度	10	○	緯度	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:経度	11	○	経度	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:要約	12		要約	一覧などに載せる簡易な説明を100文字以内で記載する。
ic:説明	13	◎	説明	地物に説明がある場合には記載する。
ic:アクセス				
ic:種別	14		アクセス種別	最寄地点からのアクセス手段。鉄道、バス、徒歩、など
ic:アクセス区間				アクセス方法の各区間の一覧
ic:種別	15		アクセス区間種別	最寄地点(駅、バス停、インターチェンジ等)
ic:始点	16		アクセス区間始点	最寄地点(駅、バス停、インターチェンジ等)
ic:始点備考	17		アクセス区間始点備考	最寄地点までの交通手段など、最寄地点の補足説明となる情報。鉄道の場合、「事業会社路線名」で記載。複数路線があるときには「」区切り
ic:時間	18		アクセス区間時間	最寄地点からのアクセス時間
ic:地図	19		地図	地図がある場合には、参照先URL等を記載。
ic:備考	20		アクセス備考	その他の補足情報。
ic:画像	21		画像	画像がある場合には、参照先URL等を記載。
ic:連絡先				地物に関する連絡先がある場合には、その内容を記載。
ic:種別	22		連絡先種別	コールセンター等種別を使いたい場合に記載。
ic:名称	23	◎	連絡先名称	観光案内電話案内等、問い合わせ先の代表名称を記載。
ic:組織	24		連絡先組織	連絡先を運営する組織名を記載。
ic:担当者役職	25		連絡先担当者役職	
ic:担当者名	26		連絡先担当者名	
ic:Eメールアドレス	27		連絡先Eメールアドレス	
ic:住所	28		連絡先住所	
ic:送付先	29		連絡先送付先	
ic:電話番号	30	◎	連絡先電話番号	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:内線番号	31		連絡先内線番号	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:FAX番号	32		連絡先FAX番号	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:携帯電話番号	33		連絡先携帯電話番号	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:Webサイト	34		URL	URLを記載
ic:対応言語	35		連絡先対応言語	
ic:施設型				
ic:種別	36		施設種別	施設の種別を記載。
ic:利用可能時間				
ic:種別	37		利用可能時間種別	スケジュールの種別。「週間」「月間」「年間」などを指定する
ic:開催期日	38		開催期日	このスケジュールが有効となる日。「週間」スケジュールの場合は曜日を指定し、「月間」スケジュールの場合は月の中の日を指定し、「年間」スケジュールの場合は年中の月日を指定する
ic:有効開始日時	39		有効開始日時	このスケジュールが有効になる日時。
ic:有効終了日時	40		有効終了日時	このスケジュールが無効になる日時。
ic:開始時間	41		開始時間	指定された曜日に場所やサービスが開始する時間。
ic:終了時間	42		終了時間	指定された曜日に場所やサービスが終了する時間。
ic:説明	43		利用可能時間説明	スケジュールの説明や例外などを記載。
ic:料金				
ic:価格				
ic:種別	44		種別	料金の種別を記載。「大人」「団体割引(大人)」「一日」、取扱品等
ic:金額				
ic:数値	45		数値	価格を円単位、半角数字で記載。
ic:収容人数	46		収容人数	
dm:施設出入口				
dm:出入口種類	47		出入口種類	「出入口」「入口」「出口」等の入口の種類を記載。
dm:出入口名称	48		出入口名称	入口名称を記載。
dm:出入口地点				
ic:緯度	49		出入口緯度	緯度を、-90から+90で記載。「+」「-」は必ず記載。
ic:経度	50		出入口経度	経度を、-180から+180で記載。「+」「-」は必ず記載。
dm:車いす可否	51		車いす可否	歩行者入口の場合、「可」「否」を記載。
ic:駐車場				必要に応じて、料金や利用時間の項目と組み合わせて使用する。
ic:駐車場種別	52		駐車場種別	「大型」「普通車」等
ic:収容台数	53		収容台数	

※名前空間 ic:IMIのコアボキャブラリ

dm:独自ドメイン

※項目名称 共通化データ項目での表示名と名称が異なっているが、意図は同一のものがあれば、公開データの名称を記入してください。

(例) 共通化データ項目での表示名: 住所 公開データ名: 場所

推薦データ項目（運輸・観光：時刻表情報）

データ項目(時刻表情報)				
型	項目No.	区分	項目名	説明
ic:都道府県コード ic:市区町村コード	1	◎	都道府県コード又は市町村コード	情報の管理主体である地方公共団体の都道府県コード又は市区町村コードを記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:都道府県	2		都道府県名	情報の管理主体である地方公共団体名について、都道府県名を記載。
ic:市区町村	3		市町村名	情報の管理主体である地方公共団体名について、市区町村名を記載。
dm:路線ID dm:路線	4 5	○	路線ID 路線	路線のID等があれば記載 路線名を記載する。
dm:バス停ID dm:バス停名	6 7	◎	バス停ID バス停名	バス停のID等があれば記載 バス停名を記載
dm:便名 dm:行先	8 9	○	便名 行先	便名を記載。「1便」「臨時便」等 行先を記載
dm:発車予定時刻	10	◎	発車予定時刻	発車予定時刻を記載
dm:運行情報	11	○	運行情報	運行情報を記載。「平日のみ運行」「休日のみ運行」等
dm:備考	12		備考	

※名前空間 ic:IMIのコアボキャラリ

dm:独自ドメイン

※項目名称 共通化データ項目での表示名と名称が異なっているが、意図は同一のものがあれば、公開データの名称を記入してください。

(例) 共通化データ項目での表示名:住所 公開データ名:場所

推薦データ項目（運輸・観光：バス停情報）

データ項目(バス停情報)				
型	項目No.	区分	項目名	説明
ic:地物型 ic:ID				
ic:都道府県コード ic:市区町村コード	1	◎	都道府県コード又は市町村コード	情報の管理主体である地方公共団体の都道府県コード又は市区町村コードを記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:識別値	2		NO	情報の管理主体である地方公共団体内でデータが一意に決まるよう、NOを設定し記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:都道府県 ic:市区町村	3 4		都道府県名 市町村名	情報の管理主体である地方公共団体名について、都道府県名を記載。 情報の管理主体である地方公共団体名について、市区町村名を記載。
ic:名称	5	◎	名称	地物の名称を記載する。
ic:カナ表記	6		名称_カナ	地物の名称をカナで記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
dm:路線 ic:地理座標	7	○	路線	路線名を記載する。
ic:緯度	8	◎	緯度	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:経度	9	◎	経度	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:備考	10		備考	補足情報がある場合に記載

※名前空間 ic:IMIのコアボキャラリ

dm:独自ドメイン

※項目名称 共通化データ項目での表示名と名称が異なっているが、意図は同一のものがあれば、公開データの名称を記入してください。

(例) 共通化データ項目での表示名:住所 公開データ名:場所

推奨データ項目（司法・安全・環境：応急給水拠点）

データ項目(応急給水拠点)				
型	項目No.	区分	項目名	説明
ic:地物型				
ic:ID				
ic:都道府県コード	1	◎	都道府県コード又は市町村コード	情報の管理主体である地方公共団体の都道府県コード又は市区町村コードを記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:識別値	2		NO	情報の管理主体である地方公共団体内でデータが一意に決まるよう、NOを設定し記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:都道府県	3		都道府県名	情報の管理主体である地方公共団体名について、都道府県名を記載。
ic:市区町村	4		市町村名	情報の管理主体である地方公共団体名について、市区町村名を記載。
ic:名称	5	◎	名称	地物の正式名称を記載する。
ic:力ナ表記	6		名称_力ナ	地物の名称をカナで記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:通称	7		名称_通称	地物が通称、略称を持つ場合に記載する。
ic:住所				
ic:表記	8	◎	住所	建物の住所を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:方書	9		方書	建物の住所の方書を記載。
ic:地理座標				
ic:緯度	10	○	緯度	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:経度	11	○	経度	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:要約	12		要約	一覧などに載せる簡易な説明を100文字以内で記載する。
ic:説明	13		説明	地物に説明がある場合には記載する。
ic:連絡先				
ic:名称	14	◎	連絡先名称	地物に関する連絡先がある場合には、その内容を記載。
ic:メールアドレス	15		連絡先メールアドレス	観光案内電話案内等、問い合わせ先の代表名称を記載。
ic:電話番号	16	◎	連絡先電話番号	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:FAX番号	17		連絡先FAX番号	※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。
ic:Webサイト	18		URL	
dm:避難施設				
dm:種別	19	○	種別	施設の種別を記載。 緊急避難場所、広域避難場所、指定避難所、福祉避難所、緊急避難所、避難場所、一時滞在施設、帰宅支援施設、給水所、救護所、備蓄倉庫、ヘリポート、支援拠点、入浴等施設
dm:対象地区	20		対象地区	地区毎に避難施設を決めている場合には、対象地域を記載。
dm:屋内収容可能人数	21		屋内収容可能人数	建物内の収容可能人数を記載。
dm:屋外収容可能人数	22		屋外収容可能人数	テント等、建物外での収容可能人数を記載。
dm:備考	23		備考	避難施設に関して追加情報があるとき記載。
dm:関連施設	24		関連施設	給水所等の関連施設がある場合に記載する。 「給水所」、「救護所」、「備蓄倉庫」、「ヘリポート」、「支援拠点」、「入浴等施設」
dm:避難所開設状況				
dm:開設状況	25		開設状況	「未開設」、「準備中」、「開設」を記載。
dm:開設日時	26		開設日時	開設日を記載。YYYY-MM-DD
dm:閉鎖日時	27		閉鎖日時	閉鎖日もしくは閉鎖予定日を記載。YYYY-MM-DD
dm:避難所状況				
dm:総務	28		総務	総合的な状況を記載。
dm:情報	29		情報	情報について報告事項があれば記載。
dm:保健衛生(保健)	30		保健衛生(保健)	医療状況について記載。 「医師と薬品がある」、「医師が不足」、「薬品が不足」、「医師も薬品も不足」、「医師も薬品もない」、「不明」
dm:保健衛生(衛生)	31		保健衛生(衛生)	衛生状況について記載。 「トイレもゴミも管理されている」、「ゴミがあふれている」、「トイレがあふれている」、「トイレもゴミもあふれている」、「不明」
dm:物資(食料)	32		物資(食料)	食料の状況について記載。 「複数回／日」、「1回／日」、「1回／週」、「なし」、「不明」
dm:物資(水)	33		物資(水)	飲料水の状況について記載。 「複数回／日」、「1回／日」、「1回／週」、「なし」、「不明」
dm:物資(その他)	34		物資(その他)	物資の状況を記載。
dm:施設管理	35		施設管理	避難所の施設の充足状況を記載。 「個人の空間が確保されている」、「寝られる」、「雨風がしのげる」、「風雨がしのげない」、「不明」
dm:相談	36		相談	避難所の相談事項を記載。
dm:災害時要援護者対策	37		災害時要援護者対策	要援護者対策を記載。
dm:防犯	38		防犯	防犯など安全情報を記載。 「安全」、「喧嘩／週」、「喧嘩／日」、「日常的に喧嘩」、「暴動状態」、「不明」
dm:ボランティア	39		ボランティア	ボランティアの状況を記載。
dm:自衛消防	40		自衛消防	消防の状況を記載。
dm:行政担当者	41		行政担当者	参集した行政担当者名を記載。
dm:施設管理者	42		施設管理者	参集した施設管理者を記載。
dm:電源情報	43		電源情報	電源の状況を記載。 「安定」、「不安定」、「なし」、「不明」
dm:通信状況	44		通信	通信の状況を記載。 「インターネットと電話有り」、「インターネット有り」、「電話有り」、「無し」、「不明」
dm:設備				
dm:救護設備	45		救護設備	「有」、「無」
dm:備蓄倉庫	46		備蓄倉庫	「有」、「無」
dm:給水設備	47		給水設備	「有」、「無」
dm:炊事設備	48		炊事設備	「有」、「無」
dm:発電設備	49		発電設備	「有」、「無」
dm:風呂	50		風呂	「有」、「無」
dm:トイレ	51		トイレ	「有」、「無」
dm:その他	52		その他	その他の設備を記載。

※名前空間 ic:IMIのコアボキャラリ

dm:独自ドメイン

※項目名称 共通化データ項目での表示名と名称が異なっているが、意図は同一のものがあれば、公開データの名称を記入してください。

(例) 共通化データ項目での表示名: 住所 公開データ名: 場所

参考3 オープンデータカタログサイト利用規約 例文

先行する愛知県の「愛知県オープンデータカタログ利用規約」をもとに作成した協議会版のオープンデータカタログサイトの利用規約案の例文を、以下に示す。会員が独自のオープンデータカタログサイトで利用する場合は、【】内の「あいち電子自治体推進協議会」「当協議会」を自市町村名に変更すれば利用可能である。

【あいち電子自治体推進協議会】オープンデータカタログサイト利用規約（案）

【あいち電子自治体推進協議会】オープンデータカタログ利用規約（以下、「本規約」という。）は、【あいち電子自治体推進協議会】オープンデータカタログ（<https://【カタログサイト URL】>）において公開されるウェブサイト。以下、「当サイト」という。）の利用に際しての規約です。当サイトでは、【あいち電子自治体推進協議会】（以下「【当協議会】」という。）が所管する情報の提供サービス（以下「サービス」という。）を行っています。当サイトを御利用の際には本規約に従っていただくようお願いします。

1 利用に当たって

サービスの御利用をもって本規約の内容を承諾いただいたものとみなします。

また、本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがありますので、サービスの御利用に際しては、本ページで利用規約の最新の内容を確認してください。

2 リンクについて

当サイトへのリンクは、原則自由です。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合にはこの限りではありません。

また、リンク元サイトのコンテンツが、公序良俗に反するもの、法令等に違反し又は違反するおそれがある内容を含むものと認められる場合には、リンクはお断りします。

なお、リンクの設定をされる際は、以下のことを守ってください。

- ① 当サイトへのリンクである旨を明示する（許可や連絡は必要ありません）。
- ② 当サイトが他のホームページ中に組み込まれるような設定はしない。

3 知的財産権の取扱い

サービスの利用者は、当サイトで提供されている情報等に関する以下の事項について理解した上で、第三者の知的財産権を尊重するものとし、情報等の取扱いについては慎重な配慮を行うようにしてください。

（1）当サイトに掲載されている個々の情報（文章、写真、イラスト等）は、著作権の対象となっています。また、当サイト全体も編集著作物として著作権の対象となっています。著作権は、日本国著作権法および国際条約により保護されています。

利用者が、当サイトに掲載されているコンテンツを編集・加工して作成した情報を、あたかも【当協議会や公開元の会員】が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止します。

なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象外ですので、ライセンスとして、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記がある場合でも、これらのデータについてはライセンスの適用はなく、自由に利用できます。

(2) 当サイトの内容（掲載されている情報を含む。）に存在する著作物の著作権は、注があるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 4.0 国際のもとでライセンスされています。

各著作物の利用に当たっては、次のとおりクレジットを明記してください。（【】内の部分は利用者において記載してください。）

① ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用する場合

【ライセンスされている著作物のタイトル】、【公開元の市町村名】、【その他の著作権者】、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 4.0 国際

（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>）

② ライセンスされている著作物を改変して利用する場合

この【作品、アプリ、データベース等】は、以下の著作物を改変して利用しています。

【ライセンスされている著作物のタイトル】、【公開元の市町村名】、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>）

なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス「表示 4.0 国際」の文字部分等にハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。

※クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのサイト（<https://creativecommons.jp/licenses/>）を御参照ください。

4 免責事項について

(1) 【当協議会】では、当サイトに掲載する情報について様々な注意を払って掲載していますが、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証を行うものではありません。また、当サイトに掲載されている情報は、【当協議会】の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではありません。

サービスを利用したこと、利用できなかったこと、サービスに掲載されている情報に基づいて利用者が下した判断および起こした行動により、いかなる結果が発生した場合においても、【当協議会】はその責任を負いません。

(2) コンテンツの中には、第三者（【提供元の市町村】以外をいう。以下、同じ。）が著作権その他の権利（肖像権・パブリシティ権等。）を有している場合があります。

第三者権利を含むコンテンツについては、出典の記載等により第三者が権利を有している部分を明示しているものもありますが、明確に明示していないものもあります。特に権利処理済であることが明示されている場合を除き、利用する場合は、利用者の責任で、当該第三者から許諾を得る等、確認を行ってください。

(3) 当サイト上の全ての掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、当サイト上の全ての掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、サービスの停止を行うことがあります。

また、当サイトのアドレスは、トップページを含めて事前に予告なく変更する場合があります。当サイト上の掲載情報の改変・削除や当サイトのアドレス変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合その他の一切の影響や利用者の皆様に発生する損害について、【当協議会】はその責任を負いません。

(4) 【当協議会】は、当サイトの保守、火災・停電その他の自然災害・ウイルスや第三者の妨害行為等による不可抗力によって当サイトによるサービスが停止したことに起因して利用者に生じた損害につき、一切責任を負いません。

(5) 【当協議会】は、当サイトからリンクされているサイト（以下、「リンク先サイト」という。）について、その掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではありません。万一、リンク先サイトの利用につき

問題が生じた場合、その責任はリンク先サイトが負っていますので利用者自身の責任で対処してください。

(6) 利用者によるサービスの利用、サービスへの接続、利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、【当協議会】は一切責任を負いません。

5 【当協議会】への補償

利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して【当協議会】に費用が発生（賠償金の支払いを含む。）した場合には、利用者は当該費用を【当協議会】へ補償するものとします。

6 利用規約違反への対応

本規約に違反するような行為等を発見された場合には、【担当課の連絡先】まで御連絡ください。

7 その他

本規約は、日本国法に従って解釈・適用されるものとします。

サービスの御利用に関して現時点では利用料金を請求していません。

【当協議会】と利用者の間で、当サイト、サービス又は本規約に関して紛争が生じた場合には、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとします。

なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、日本国名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

8 使用言語

利用上の手続きおよびお問い合わせ等は、日本語で行うこととします。